

普遍的な定期審査についての日弁連意見書

日本弁護士連合会（日弁連）は、普遍的な定期的審査に関する作業部会における議論が活発に行われ、2006年11月30日、これまでの議論を受けて同作業部会の議長が取りまとめた予備的結論が発表されたことを歓迎する。日弁連は、このたびの予備的結論の発表を受け、第2回人権理事会において発言した、普遍的な定期審査についての日弁連の基本的な考え方を具体化し、普遍的な定期審査に関する決議案の起草採択に向けて今後続けられる議論に資することを願い、次のとおりの意見を提出する。

1. 普遍的な定期審査は、その普遍性及び非選別性の趣旨に照らし、全ての加盟国に対し3年から5年毎に行うこととし、1国の審査に当てられる時間は3時間から6時間とする。本審査には、審査対象国、同国について利害関係を有するNGO、市民社会団体、国内人権機関、同国のほか特別報告者が付されている場合には当該特別者が、それぞれ参加できることとする。
2. 普遍的な定期審査は、条約機関または特別報告者による審査との重複を避け、かつその効率化を図るために、人権高等弁務官事務所の主管にかかる国別ファイル（カントリー・ドシエール）を作成し、当該国の人権状況に関する基本情報を編綴する。
3. 普遍的な定期審査に先立ち、いくつかの国が提案しているように、作業部会または小委員会により会期間に行われる予備審査の手続を置くべきである。
4. 予備審査のため、理事構成国は、地理的配置に配慮して、国連の基準又はこれに準じて5地域毎に、11ないし12国で構成される作業部会または小委員会を組織する。作業部会または小委員会は人権高等弁務官事務所の作成するリストに登録された専門家の助力を受けることができる。
5. 予備審査を地域別に行うことは、
人権高等弁務官が2005年5月に発表した行動計画において示された国別及び地域事務所拡充の方針、並びに、人権高等弁務官が2006年3月に発表した条約体の統合に関する報告書（コンセプト・ペーパー）において示された地域毎の報告書審査方式による利害関係者の国連人権機関へのアクセスの増大の理念に合致し、
本審査が、時間的な制約があるうえ、ジュネーブで行われることから、とりわけジュネーブに代表部を有しない途上国の場合、参加することの難易度は高い。審査対象国の政府代表団はもちろん、NGO、市民社会団体、国内人権機関、及び、特別報告者の十分な参加を得て充実した建設的な対話を行う機会が限定されることを補い、
各予備審査が行われることにより、審査対象国以外の地域内の国々、NGO、市民社会団体、国内人権機関の参加の機会の保障にもなる。
6. 予備審査の手続は、審査対象国の負担を配慮しながら、時間的な限定のある本審査を充実したものにするため、

予備審査実施 6 月前までに審査対象国に対し予め当該国の人権の実施状況に関する質問票を送付し、
実施 3 月前までに当該国から、質問等に対する回答を求め、
同回答を人権高等弁務官事務所のウェブサイト上に公開し、
実施 2 月前までに当該国に利害関係を有する NGO、市民社会団体、及び、国内人権機関からの情報提供を求め、
実施 1 月前までに当該国に対し予備審査で特に扱われる事項(リスト・オブ・イシューズ)を告知し、
予備審査を 1 国あたり 1 日(6 時間)かけて実施し、
本審査対象国の他、地域内の加盟国、同国について利害関係を有する NGO、市民社会団体、国内人権機関、同国について特別報告者が付されている場合にはその者が参加できる

こととする。

- 7 . アジア・太平洋地域の加盟国を対象とする予備審査は、人権高等弁務官事務所のアジア・太平洋地域事務所のあるバンコクなどアジア地域内で行い、本審査を 1 年以内に控えるアジア・太平洋地域の国々を対象とする。アジア・太平洋地域内の加盟国を対象とする予備審査をバンコクなどアジア地域内において実施することは、相応の予算を要するものであるが、その重要性に鑑み、予備審査をジュネーブで行う場合と比較し追加的にかかることになる予算を算定し、任意拠出金により補填する等の方策を講じる等、実現に向けて真摯な検討がなされることを期待する。
- 8 . 地域内の加盟国を対象とする予備審査を当該地域内において行うことは、地域人権機構を有さず、報告書審査制度を有する国連の人権条約の批准率が低く、途上国の割合も高いアジア・太平洋地域について、とりわけその意義と重要性が高い。また、このことは、ウィーン宣言及び行動計画並びに国連総会決議において繰り返し確認されている人権の促進及び保護のための地域的取決めの促進の方向性にも合致するものである。

以上